

2021年度埼玉県の施策並びに
予算編成に対する重点要望・提案

2020年10月16日

日本共産党埼玉県委員会
日本共産党埼玉県議会議員団

2020年10月16日

埼玉県知事 大野 元裕 様

日本共産党埼玉県委員会 委員長 荻原 初男
日本共産党埼玉県議会議員団 団長 柳下 礼子

大野元裕埼玉県知事が、就任して1年が過ぎました。

大野知事の1年間は、豚熱の蔓延、台風19号による豪雨災害、新型コロナウイルス感染症の蔓延という非常事態があいつぐ波乱の1年だったといえます。

危機管理能力が試される中で、大野知事は豪雨災害対策で優れた対応を行いました。台風19号発災と同時の県下40自治体への災害救助法適用、また、その際に適用とならなかったふじみ野市など8自治体の追加適用など党県議団は高く評価するものです。今年度予算には、台風19号を受けて河川改修・浚渫などを中心とする県単独の県土強靱緊急治水プロジェクト85億円余りが新規計上され、61河川101か所で工事などが進められています。これらを高く評価し、党県議団は令和2020年当初予算に賛成いたしました。

今、新型コロナウイルス感染症は、東京はじめ、本県でも大規模クラスターが発生し、収束には程遠い状態です。また暮らしと経済への打撃は日を迫うごとに深刻さを増しています。本県は新型コロナウイルスの感染防止と県内経済発展の両立という、経験したことのない課題に直面しています。PCR検査の徹底と患者の隔離保護、雇用と事業を維持・継続できるような支援など、そのカギとなります。

菅義偉政権が誕生しましたが、菅首相はコロナ禍で対策を語ろうとしません。このような国の姿勢の下、PCR検査は人口比で世界153位と異常な立ち遅れを抜け出せていません。医療機関の経営危機も広がっています。労働者への休業支援金の給付決定は予算の3%、家賃支援も申請数の3割しか給付されていません。政府の対策が後手に回る中で、地方自治体は国の悪政の防波堤となり県民を感染から守り、暮らしを立て直していく役割が求められています。大野知事に於かれましては、「国の予算まち」となることなく、県独自の対策を思い切って講じるとともに、国にはっきりとものをいうことで、この難局を乗り切っていくべきと考えます。知事の公約である「誰一人取り残さない」県政の実現という政治姿勢を、今後も貫くよう期待するものです。

わが党は「2021年度埼玉県の施策並びに予算編成に対する重点要望・提案」の第1の柱「新型コロナウイルス感染症の収束のために」、第2の柱「災害犠牲者ゼロへ、想定を超える災害と複合災害に備える」と2つのテーマを中心に、その他の項目と合計113項目の要望を提出します。

目次

I、新型コロナウイルス感染症収束へ・・・・・・・・・・ p 4

- 1、PCR検査の拡充
- 2、保健所体制整備と医療体制整備・経営危機への支援を
- 3、社会福祉施設の感染予防対策強化を
- 4、中小企業への支援強化で、感染防止と経済発展の両立を
- 5、県内雇用を守るとともに、生活困窮者への支援強化を
- 6、芸術・文化の振興のために
- 7、DV・児童虐待防止のために

II、災害犠牲者ゼロへ、想定を超える災害と複合災害に備える・・・・・・・・・・ p 6

- 1、流域全体を対象とした治水対策を
- 2、コロナ禍での複合災害に備える
- 3、被災者の避難と生活再建に全力をあげるために
- 4、障害者・高齢者など要配慮者への支援を
- 5、浸水想定区域の設定にあたって

III、そのほかの重点要望・・・・・・・・・・ p 7

企画財政部

総務・県民生活部

保健医療部

福祉部

教育委員会

環境部

県警本部

企業局・病院局

都市整備部

県土整備部

I、新型コロナウイルス感染症収束へ

1、PCR検査の拡充

- ①医療従事者をはじめ、感染状況が深刻な地域の介護従事者・保育者など福祉施設や、学校教職員全員の社会的検査を行うこと
- ②検体採取できる医療機関イコール（仮称）診療・検査医療機関をさらに広げる。医師会との契約を行うと同時に、医師会に入っていない医療機関も視野に入れて、情報を伝え個別契約も重視すること。診療・検査医療機関の院内感染を防止するための取り組みに十分支援を行うこと。
- ③施設感染防止のために、一人でも感染者が出た場合、迅速にその集団全員のPCR検査を実施すること。陽性者が複数にわたるなどクラスター発生の恐れがある場合は、ただちにCOVMA T投入をすすめること。
- ④PCR検査から結果まで時間の短縮を図ること。そのために検体採取と検査処理能力の拡充を図ること。

2、保健所体制整備と医療体制整備・経営危機への支援を

- ①県として、緊急に県内の医療機関の経営実態調査を行うと同時に、現場の声を聴取し、今後の対策に生かすこと。
- ②医療機関の損失を補償するよう国に働きかけること
- ③医療従事者慰労金については、6月30日以降についても支給するよう国に求めること。また保育所など児童施設の職員、手話通訳者にも慰労金を支給するよう国に求めること。
- ④「特殊勤務手当」について他県のように地方創生臨時交付金をつかってすべての医療従事者に支給できるようにすること。
- ⑤医療機関に対する情報提供・周知徹底・広報は、所属団体に関わらず行うよう配慮すること。
- ⑥県総合リハビリテーションセンターに感染患者のため設けられた10床については、身体障害者に限定されているが、知的・精神障害者も対象とすること。また、他の医療機関にさらに増床すること。
- ⑦感染対策の第一線を担う保健所機能を強化するため、保健師はじめ人員を大幅に補強すること。管内人口の多い狭山保健所（77万人）・朝霞保健所（73万人）などに新たに保健所を設置すること。深谷・所沢・飯能保健所を復活させること。上尾市など20万人以上の自治体に保健所設置をすすめること。

3、社会福祉施設の感染予防対策強化を

- ①全社会福祉施設を対象に感染予防対策の実施状況を調査し把握すること。
- ②特に、保育施設について、感染症予防を徹底しながら安心して保育できるよう、人員を増

員すること。国に対して、この機会に保育士配置基準見直しを強く求めること。

③感染疑いのある障害者施設入所者が必要な期間療養できる場所を確保すること。

4、中小企業への支援強化で、感染防止と経済発展の両立を

①県中小企業個人事業主支援金について、すでに締め切られているが、再度募集すること

②国の家賃支援給付金制度の給付を急ぐよう強く求めるとともに、県中小企業個人事業主等家賃支援金の給付事務を急ぐこと。

③県内の中小企業・自営業者が国に給付金などを申請する際に手続きが煩雑になっていることについて、埼玉県が支援して簡便なものにする支援策を講じること。そこで働く労働者への補償を企業ができるように、経営者への支援を強めること。

④厚生労働省は国民健康保険の被用者へ傷病手当金の支給を決めた。現在県内各市町村が条例の準備中だが、個人事業主やフリーランスへの対象拡大は見送られている。県として傷病手当金を、個人事業主やフリーランスに拡大できるよう市町村を支援すること。

5、県内雇用を守るとともに、生活困窮者への支援強化を

①県内の経済団体や大企業に雇用責任を果たすよう求めるとともに、特別融資の要件として、雇用の維持を明記すること。

②リーマンショック時のような「派遣切り」を二度と繰り返さないよう県内の経済界や企業に万全の対策を要請すること。

③県税の支払猶予や減免を更に拡大すること。県ホームページのトップページに「税金の納税猶予・減免について」をのせること。

④県の奨学金返済猶予制度について、コロナウイルスの影響で大幅に減収となった人の返済猶予制度を創設すること

⑤コロナで家族が減収になった看護学生のための奨学金を創設すること。埼玉県内で就労する場合、返済免除とすること。

⑥生活福祉資金の総合支援金・特例緊急小口資金貸しつけ事務を急ぐこと。

⑦ひとり親家庭の実態について、調査し把握すること。コロナ禍の中でひとり親家庭に食糧支援や特別給付を実施すること。児童扶養手当の拡充を国に強く求めること。

6、芸術・文化の振興のために

①国の「文化芸術活動継続支援事業」は使い勝手が悪く、予算の1～2割程度しか申請がない。自己資金を不要とするなど国に対して、事業の要件緩和を申し入れること。

②県文化芸術活動応援金（仮称）制度を創設し、新型コロナ対策の文化・芸術活動の支援を行うこと。また応援金（仮称）への県民の寄付など積極的に協力を呼び掛けること。

③県主催のWeb上イベントを開催し、個人・グループの映像作品を発信して、出演料を支払うなど、支援と普及を行うこと。

④ 2020年度予算のゴールドシアターなど「埼玉の魅力を発信する文化プログラムの推進」は、県民参加の場でもあり、実施に向けて最大限の努力を図ること。

7、DV・児童虐待防止のために

① 外出自粛要請以来、DV（ドメスティックバイオレンス）や子どもの虐待相談が増える傾向にある。DVや虐待に対する相談窓口やワンストップ支援センターなどの相談・支援体制を緊急に拡充し、緊急避難先＝シェルター（ホテル・公共施設など）を確保すること。

② 子どもを虐待から守るため、教育と児童相談所の連携強化をはかること。

③ 新型コロナ感染対策本部にジェンダー平等の視点で発言できる人を加えること。女性の参加を増やすこと。市町村の対策本部にも女性の参加を増やすよう呼びかけること。

Ⅱ、災害犠牲者ゼロへ、想定を超える災害と複合災害に備える

1、流域全体を対象とした治水対策を

「県土強靱化緊急治水対策プロジェクト」について、促進を図ること。プロジェクトは単年度事業だが、河川の樹木伐採や土砂撤去の要望は、まだまだ全県からあがっており、来年度も引き続き無提地区の早期解消、堤防強化、河道掘削、樹木伐採など河川改修、遊水池の整備など流域全体を対象にした治水対策にとりくむこと。

2、コロナ禍での複合災害に備える

① コロナ禍と自然災害の複合災害に備えてあらかじめ、十分な避難所が確保されるよう、市町村を支援すること。

② コロナ患者の情報は原則市町村には提供されない。自宅待機者・調整中のコロナ患者の避難について、県が責任をもって移送できる体制を整えること。

3、被災者の避難と生活再建に全力をあげるために

① 防災関連情報が県民に確実に届くよう、市町村と連携すること。特に防災無線の個別受信機の全市町村での配布のために、県として支援すること。

② 発災前後のいち早い災害救助法適用のために同法施行令第1条第1項第4号規定を積極的に活用すること。

③ スフィア基準などを参考に指定避難所の最低基準を定めること。

④ 災害救助法に基づく住宅応急修理制度について。損壊した住宅を被災者が発災直後に修理をした場合も適用されるよう、災害救助法の適用は、発災時に遡及すること。

⑤ 災害時また小さな自治体は職員数も少なく、多数の事務連絡・通知が届く中で混乱を極める。住民にいち早く支援のメニューを周知できるように、支援マニュアルや県職員の応援派遣で支援すること。

- ⑥被害認定を機械的に行わず、「住宅が住めなくなったら全壊とする」など住宅の実情に沿った柔軟な対応をすること。
- ⑦埼玉県被災者安心支援制度に見舞金制度を創設すること。
- ⑧被災事業者や被災農業者への支援制度について。制度の周知や実施事務を急ぐとともに、被災者にわかりやすい相談窓口を設置すること。
- ⑨危機管理防災部職員と県土整備事務所職員の増員を図ること。

4、障害者・高齢者など要配慮者への支援を

- ①障害者施設災害復旧のための国の補助金には4分の1の法人負担があるが、この法人負担をできる限り減らすよう県として力を尽くすこと。
- ②避難行動要支援者名簿、個別計画の作成のために市町村を支援すること。
- ③浸水想定区域に立地する県内要配慮者施設について、避難計画が策定されていない施設が56.4%にのぼる。社会福祉施設の避難計画について早急に策定するよう働きかけること。避難訓練も定期的実施するよう支援する。

5、浸水想定区域の設定にあたって

- ①開発にかかわる貯留施設等の必要対策量をさだめた埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例について、気候変動の時代にふさわしく見直すこと。
- ②市街化調整区域の開発にあたって、市街化区域への編入など都市計画決定を行う際に、浸水想定を十分考慮すること。
- ③県の浸水想定区域の公表にともない、市町村のハザードマップ作製を支援すること。

6、県防災計画の見直しを

- ①豪雨災害の減災目標を「死亡者ゼロ」と宣言すること。
- ②富士山などの大噴火による降灰被害への対処方針を明記すること。

Ⅲ そのほかの重点要望

企画財政部関連

- ①県内の基地の実態を示す冊子「埼玉県の基地・跡地」を再度刊行すること。
- ②オスプレイの飛行状況を公表するよう米軍に要望し、県のHP上で公表すること。
- ③米軍所沢通信基地への土砂搬入について土砂の安全基準に合致しているか検査すること。
- ④核兵器禁止条約への参加を国に求めること。
- ⑤中核市の事業に関わって「安心・元気！保育サービス支援事業費補助交付金」「放課後児童健全育成事業費補助」の加配分の補助要綱を見直し、中核市も対象にすること

総務・県民生活部関係

- ①埼玉県職員を増員すること。
- ②大学生への県独自の奨学金制度を創設すること。
- ③朝鮮学校への補助金を再開すること。
- ④県税などの徴収に当たって。県内全市町村に対しア、差押え禁止債権は、預金入金後も差押さえてはならないイ、児童手当に限らず、ほかの差押え禁止債権にも当てはまるウ、法が定めるルールに違反する徴税は、いかなる場合も許されない、これらルールを徹底すること。
- ⑤香りの害について、職員の研修を通じて周知徹底すること。
- ⑥県職員の女性幹部の登用について、5割の目標計画を立て推進すること。
- ⑦LGBTQ差別解消の取り組みを強化すること。パートナーシップ条例を県として制定すること。
- ⑧埼玉県芸術劇場について、「蜷川レガシー」の継承を
- ⑨障害者アートを、さらに発展させるために財政支援を。

保健医療部関係

- ①公立・公的医療機関等の再編統合計画は撤回するよう国に求めること。
地方自治無視の病院名リストは国に撤回を求めること。
- ②医師が補聴器の使用が必要と認定した加齢性中等度難聴者に補聴器購入の助成制度を創設すること。
- ③乳幼児・ひとり親・重度心身障害者医療費助成制度について
 - *現物支給とすること。
 - *乳幼児医療費助成制度の対象年齢を中学生まで、拡大すること。
 - *重度心身障害者医療費助成制度について、精神障害手帳2級まで拡大すること。所得制限を撤廃すること。
- ④医師不足解消のために
 - *県立循環器呼吸器病センターを付属病院とする、県立大学医学部を創設できるよう、国に医学部定員増を求めること。
 - *県内の医師不足に悩む医療機関へ積極的に医師派遣を行うこと。
 - *医師確保のために医学生奨学金と同時に、臨床研修医と後期研修医の研修資金貸与制度拡充を行うこと。
- ⑤国民健康保険について
 - *第2期埼玉県国民健康保険運営方針案作成にあたって、拙速な保険税水準の統一とそのため法定外繰入れ解消計画は撤回すること。

- *国保への国費1兆円の投入を国に求めること。
- *均等割の廃止を国に求めること。
- *国保法44条一部負担金減免、77条国保税減免の拡充を国に求めるとともに、県としても拡充すること。

福祉部関係

1、生活困窮者への支援を

- ①自宅にエアコン等のない65歳以上の高齢者のみ世帯、障害者、要介護度4以上の方がいる世帯、就学前の子どもがいる世帯、生活保護世帯にエアコン等冷房機器購入を助成すること。
- ②生活保護利用者の転居は原則「移管」として取り扱い、保護が断たれることのないよう徹底すること。移管先福祉事務所による不適切な拒否事例が起らないようにすること。
- ③住宅確保要配慮者、特に高齢世帯、高齢単身世帯は、民間賃貸住宅であっても契約できないケースが相次ぎ、命にかかわる事態になっている。解決に向けた対策を講じること。
- ④保育所、学童保育、介護施設の職員の給与アップのための補助金を増額すること。
- ⑤障害者入所施設について1600人の待機者解消のために整備計画を作成し整備すること。入所施設整備について障害者団体や法人との協議検討の場をつくること。
- ⑥重症心身障害児(者)及び医療的ケア児在宅レスパイト事業について富士見市・ふじみ野市・三芳町で実施している訪問看護師が学校に付き添いできるよう、各自自治体へ財政的支援をおこなうこと。
- ⑦県総合リハビリテーションセンターは直営を堅持し、医師確保に努めること。
- ⑧公立保育所整備費・運営費の一般財源化を見直し、補助金にもどすこと。
- ⑨放課後児童クラブについて
 - *40人での分離・分割が可能となるよう、市町村の大規模クラブの「分割計画」の提出を進めること。
 - *1支援の単位に学童保育指導員(放課後児童支援員)常勤・常時複数体制を進めるために県単独の施策・補助について、公立を含むすべての施設が対象となるように拡充すること。
 - *「放課後児童支援員等処遇改善等事業」並びに「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の積極的な活用を市町村へはたらきかけること。
- ⑩児童相談所を少なくともあと4か所増設し、相談員はじめ人員増を着実に実施すること。一時保護所の増設を図る。
- ⑪外国人未払い医療費対策事業の補助対象を外来診療にも広げること。医療機関による未収金回収への支援とあわせ、補助金の算定基準を見直し、拡充すること。
- ⑫健康プロジェクト計画について、市町村の保健師体制強化で推進すること。

県教育委員会

- ①小中高校で今こそ少人数学級の実現を！外国では当たり前の教室人数20人程度の学級編成を、国に強く求める。
- ②国が少人数学級を実施するまでの間、すべての学年で35人学級を実施すること。
- ③定数内の臨時的任用教職員を本採用教職員に切り替えていくこと。同一校継続など臨任教員にも正規教員と同様に認めること。
- ④臨時的任用教員の多用が、病休代員・介護休代員・産休代員を必要とする時の未補充をつくり出している。教育に穴をあけることなく、代員を確実に保障するためにも教員の産休や病休に伴う代替職員の早期配置に努めること
- ⑤子どもたちや保護者を心身ともに支えるため、小中高すべての学校に養護教諭を複数配置し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも一人ずつ配置すること。
- ⑥学校給食の無償化を進めること。
- ⑦高校入試の出題範囲を、例年とは異なり、中学3か年の全部ではなく、2か年半など無理のない範囲で出題すること。
- ⑧高校における演劇鑑賞教室への支援強化を
- ⑨特別支援学校の設置基準の策定を国に求めること。教室不足の解消のために特別支援学校を増設すること。
- ⑩特別支援学校のスクールバスの密を解消し、乗車時間を短縮するためにスクールバスの増便を。医療的ケアを必要とする子どもたちが、スクールバスを利用できるようにすること。
- ⑪公立夜間中学について
 - *生徒の個別の事情に柔軟に対応できる教育となるよう予算を確保し教員を増やすこと。
 - *各市町村との調整に県が責任を果たすこと。自主夜間中学や先進自治体など長年の経験を活かすために市民の自主的な活動団体との意見交換・連携が十分にとれるよう県が積極的に役割を果たすこと。夜間中学の周知や希望する全ての人々への広報など県として支援すること。
- ⑫旧県立秩父東高等学校跡地活用は、秩父市に無償譲渡して市民への有効活用ができるようにすること。

環境部・農林部

- ①国連環境計画にもとづく国連の要請にこたえ、埼玉県が、「CO₂ゼロ宣言」を行い、全国に先駆けた、独自の温暖化対策を打ち出すこと。
- ②東京都や神奈川県が実施している「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業」を、埼玉県でも展開すること。

- ③米価下落について、備蓄米追加買い入れなどを国に求めること。

警察

- ①信号機の撤去にあたっては、住民への説明を重視し、納得を得てすすめていくこと。
- ②視覚障害者団体から要望のある音響信号機設置を進めること。横断歩道にエスコートゾーンを設置すること。
- ③仮称川口北警察署建設（2024年度～）に向けて近隣住民に対し、住民説明会を開催するとともに、騒音対策、交通安全対策等に万全を期すること。
- ④違法土砂や廃材置き場の取り締まり強化を。

企業局・病院局

- ①県営水道は、不足していない自治体に受水押し付けないこと
- ②県水単価を引き下げて、市町村の水道料金引き下げにつなげること
- ③県立循環器呼吸器病センターは、医師定数の76%までしか充足していない。早急な充足に努めること。

都市整備部関係

1、県営住宅について

- ①県営住宅建設5か年計画を策定し、公営住宅への需要の多い県南地域や県西部地域など、都市部での公営住宅の建設や建て替え増築を重点的に進めること。
 - ②高齢者用・単身用県営住宅を増やし、エレベーターを設置すること。
 - ③県営住宅の空室はできるだけ早急にリフォームして次の入居者を公募すること。リフォーム後に入居する世帯が安心して生活できるよう、瞬間湯沸かし器、風呂、換気扇、インターホン、網戸、ガス台など生活する上で最低限の付帯設備を据えつけること。
 - ④親から子への入居承継は、障害者や高齢者の場合認められるが、病気・失業など要件を緩和すること。
 - ⑤期限付き入居制度について、期限中に60才を超える場合は、期限なく入居を認めること。
 - ⑥県営住宅への入居の際、保証人は不要となったが、連絡先の印鑑証明も不要とすること。
- 2、川越水上公園の遊具広場について、遊具広場の南側に子どもの遊ぶ遊具を設置してください。

県土整備部

- ①県管理河川の土手の除草回数を増やすこと。

②県道の歩道の整備等を進めること。

③県道の冠水対策 貯留池をつくるなど改善策をすすめること。排水路や用水路の浚渫をすすめること。

<市町村から要望事項>

川口市

・芝川（旧芝川）・豎川・緑川・綾瀬川のヘドロ対策・水質浄化などで、緑化・親水事業の促進を図ること。

・川口市が管理する江川・前野宿川・辰井川は貯水池を設置し、水害・治水対策を進めてきたところであるが、埼玉県が管理する毛長川に合流することから市と連携をはかり、県としてさらに河川改修を強化し、川口地域の水害対策に取り組むこと。

・国道122号を含む本町ロータリーの改修工事について住民への説明と合意に努めるとともに交通安全対策を進めること

・芝川沿いのサイクリングロードについて 転落防止のためにも植栽がとぎれないよう点検・整備すること。ベンチの設置をはかること

八潮市

・中川にかかる潮止橋の歩道の凹凸を解消すること

・中川にかかる八条橋の架け替えを早期に実施すること

蓮田市

・昨年の台風第19号のとき閩戸浮張団地前の道路が冠水した。内水が綾瀬川に流れ込めないう状況になっているので、綾瀬川の浚渫を。

深谷市

・深谷市西島地内の高崎線の交差する県道62号線（深谷寄居線）の歩道の拡幅工事を早期に実施すること。

・深谷新戒地内の県道45号本庄妻沼線の拡幅を。

鳩山町

・石坂地区の重郎橋の架け替えを早めてください。

・石坂地区の休山寺前（信玄堤）の堤を遊水池にする計画を持ち、地域に啓蒙してください。

ふじみ野市

・県道埼玉ふじみ野所沢線の整備については、県南西部地域を東西に結ぶ重要な県道路線である。ビバモールのくら寿司交差点から、関越自動車の三角交差点までの区間について歩道整備を進めること

- ・県道狭山ふじみ野線について、沿道への振動軽減のためにも、道路構造の再検討と補修を。
- ・三芳スマートインターチェンジについて アクセス道路の歩道整備が完了するまで、大型車通行を認めないよう、国に申し入れること。
- ・新河岸川の洪水防止と川越江川の内水被害をなくすため、寺尾調整地は内水対策を重点にして、九十九川分水嶺下流左岸に新たな大規模調整池を整備すること。

三芳町

- ・市町村道の歩道・自転車道設置に補助制度を設けること

和光市

- ・254号線バイパス延伸ルートの見直し
- ・新河岸川護岸工事和光市区域の早期完成
- ・県立和光高校横の県道88号（水道道路）が大型車両通行量の多さによって路面が損傷している。道路の改修を

春日部市

- ・新方川の改修促進を
- ・春日部駅付近連続立体交差事業の早期実現を

川越市

- ・小畔川の八幡橋から精進場橋の間はこの河川で最も橋の間隔が長い区間となっており、この中央付近に資源化センターやなぐわし公園があります。この付近に人道橋を設置してください。
- ・川越北環状線の西郵便局前の道路の混雑が解消されていないので、4車線化を早期に進めてください。
- ・国道16号線の松江町交差点の交差点改良やと川越所沢線の交差する新宿三丁目交差点で県道側整備をしてください。
- ・新宿6丁目4-13付近県道所沢線の歩道を含む拡幅を早期にしてください。
- ・国道254沿いの高階市民センターから高階南小学校までの歩道の整備をしてください。また、池袋に向かって、左側の歩道がないため設置し、右側の歩道の段差を解消してください。
- ・県道今福木野目線と大仙波線の交差点の信号機の設置をしてください。
- ・県道川越所沢線の今福の交差点の右折帯の設置をしてください。
- ・江川流域都市下水路の樋門周辺に、そこに流れ込む雨水を排水可能にする排水機場を造ってください。
- ・水害の危険が予想される地域には調節池（新河岸川流域）を計画的に造成して対策をとつ

てください。

上尾市

- ・第2産業道路と国道16号の合流部分の歩道の冠水対策を。
- ・第2産業道路の歩道と街路灯の整備を。
- ・県道川越上尾線の地頭方交差点を改善し安全対策を。
- ・鴨川、芝川の水害対策の強化を。

鴻巣市

- ・昨年の台風19号で越水した安養寺・郷地地区の元荒川の土手かさ上げ工事を。
- ②県道32号 広田交差点から広田小学校までの歩道の拡幅を。2012年にガードパイプが設置されたが設置も出来ない狭い箇所がそのままである。

北本市

- ・県道33号東松山桶川線の北本共済医院前の道路の冠水対策を。
- ・県道312号下石戸菖蒲線の北本郵便局から西側の生垣が視界を妨げている。対策を。

桶川市

- ・県道12号線川田谷地区の冠水対策を。
- ・江川の内水水害対策を。荒川出口の宮川樋管に排水ポンプ場の設置を。
- ・県道12号線桶川市坂田北歩道橋と桶川市加納歩道橋の階段が踏み外しそうになる。べにばな陸橋のように階段の端の色を変える、滑り止めをつけるなど、安全対策を。

伊奈町

- ・原市沼中ノ池の草刈りで排水の改善を。
- ・県道蓮田鴻巣線バイパスの早期整備を。
- ・原市沼川の水害対策を。